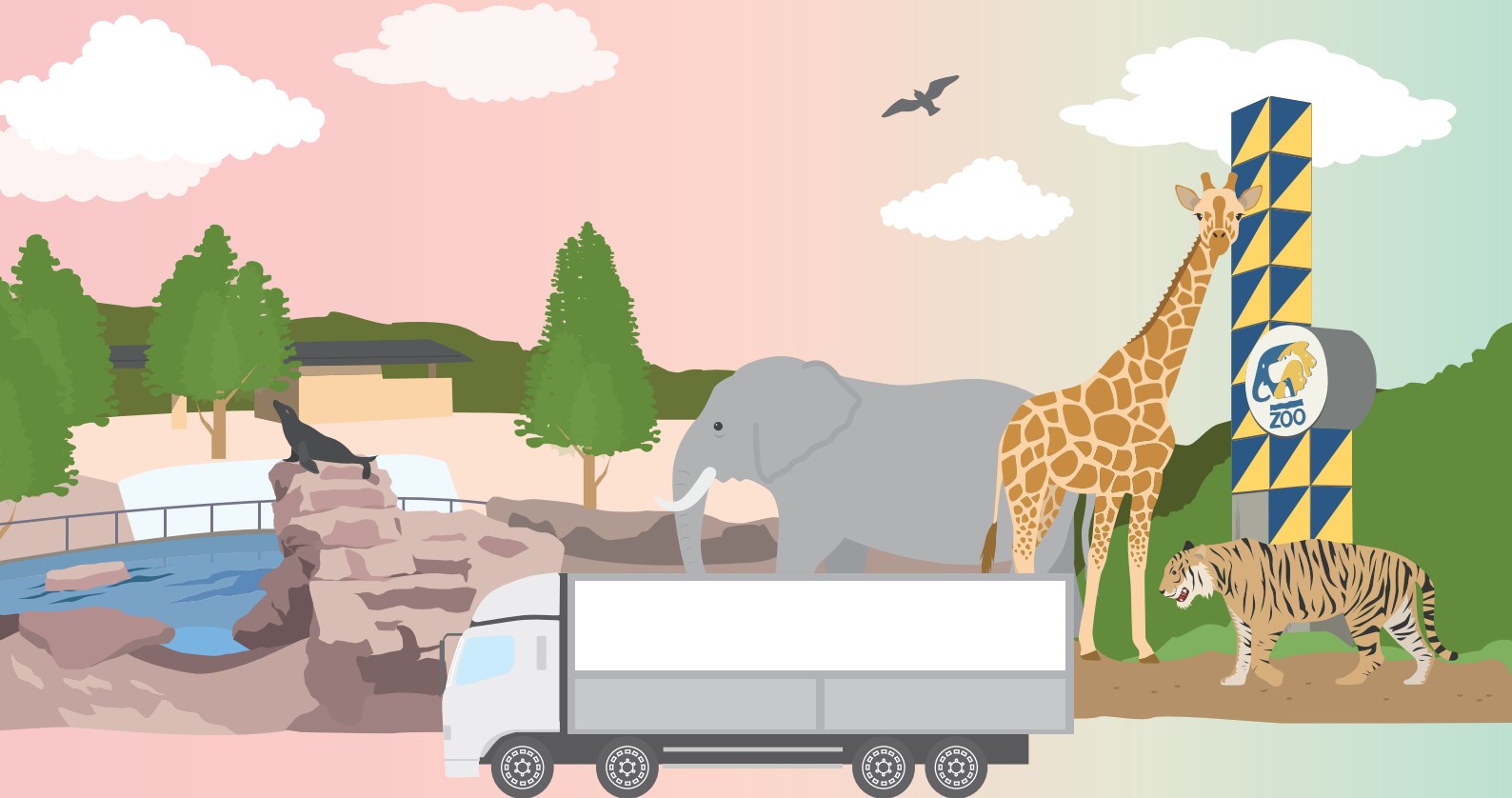


ISHIKAWA トラックのひろば

いしかわロードマップ

能美市

Nomi City, Ishikawa



[TOP NEWS]

適正化事業の公正かつ着実な推進を図る

～第35回石川県適正化実施機関評議委員会～

5

vol.285



今月のSPOT 能美市(いしかわ動物園)



©石川県観光連盟

いしかわ動物園は平成11年10月に辰口丘陵公園に「楽しく、遊び、学べる動物園」をコンセプトとした動物園です。

新緑に囲まれた施設内の動物たちは自然の環境と同じように飼育されており、その数は約180種4000点です。年間を通して、春と秋

には「ふれあいまつり」、夏には人気の「ナイトズー」のイベントがあり楽しめます。

園内は広くのんびりと散策ができますので、これからの季節、ぜひ訪れてみてはいかがでしょうか。

直通ダイヤル



代表

076-239-2511

助成・融資事業

076-239-2284

適正化事業課

076-239-2285

陸災防

076-239-2393

ISHIKAWA

トラックのひろば

C O N T E N T S

5

MAY
285号

ホームページ



1 TOPNEWS

適正化事業の公正かつ着実な推進を図る
～第35回石川県適正化実施機関評議委員会～

3 ご案内

第49回地方近代化基金融資
石ト協 第50回定時総会
プラン2025目標達成セミナー
第45回トラックドライバーコンテスト石川県大会
「ゴミは持ち帰ろう！」キャンペーン
令和6年度運行管理者等講習日程
標準貨物自動車運送約款の改正について
事業報告書・事業実績報告書の提出
第25回 SDラリーコンテスト
睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー
～オンラインでの3ステップ解説～

9 4月のおもな NEWS

11 適正化 NEWS

2024年度安全性優良事業所認定制度
～7月1日(月)から7月14日(日)まで申請受付～
令和5年度巡回指導結果
初任運転者の教育をパソコン・スマホで
令和5年度苦情処理に関する取り組み

16 業界 NEWS

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について
自動車運送事業における運行管理業務の
一元化実施に係る取扱いについて
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の
改正に伴う運行管理者試験問題の出題について
特殊車両通行制度における通行時間帯条件の緩和を試行します!

18 情報コーナー

5月の行事予定
会員名簿の変更
交通事故発生状況
軽油価格

21 事例研究

石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会



TOP NEWS

トップニュース

適正化事業の公正かつ 着実な推進を図る

～第35回石川県適正化実施機関評議委員会～

石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関（久安常信本部長）は、18日（木）、ホテル日航金沢（金沢市）において、第35回評議委員会を開催しました。

冒頭、久安本部長は、「元日に発生した能登半島地震において、当協会では、発災後直ちに災害対策本部を設置し、翌日から石川県との災害時の物資輸送に関する協定に基づき、被災地への救援物資輸送を開始した。道路の損壊や渋滞等により、運行時間が長く、大変過酷な条件であったが、多くの会員事業者のご協力により、被災された方々の下へ必要な物資を届けることができた。改めてドライバーの強い使命感と業界の社会的役割の重要性を再認識した。本年4月からは、ドライバーの時間外労働の上限規制が適用され、物流の2024年問題に直面する大転換期に入った。問題解決に向けて、国を挙げて取り組んでいるところである。持続可能な物流を実現するためにも、適正化事業の役割はこれまで以上に



議長を務めた坂井委員長



2024年問題について説明する猿谷支局長



挨拶をする久安会長

	選任区分	組織名・役職	氏名
委員長	学識経験者	坂井法律事務所弁護士	坂井美紀夫
委員	マスコミ	株式会社北国新聞社論説委員長	高見 俊也
	消費者	石川県婦人団体協議会会長	能木場由紀子
	荷主	石川県中小企業団体中央会事務局特命担当次長	高邑 俊生
	労働組合	全日本運輸産業労働組合連合会石川県連合会執行委員長	島田 宗典
	貨物自動車運送事業者	一般社団法人石川県トラック協会（日本通運㈱北陸支店長）	小林 篤弘
参考人	国土交通省	北陸信越運輸局石川運輸支局長	猿谷 克幸
		〃 首席運輸企画専門	長谷川寛和
事務局	石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長		久安 常信
	〃	副本部長	端 岩男
	〃	担当部長	天田 敏勝
	〃	課長	岡村 諭 以下5名

に重要なものになるので、委員の皆様方からの意見を頂戴し、今後の指導業務に活かしてまいります」と挨拶したほか、参考人の猿谷克幸石川運輸支局長、坂井美紀夫委員長（坂井法律事務所弁護士）の両氏が挨拶を行いました。

その後、猿谷支局長が物流の「2024年問題」への対応などについて説明しました。

引き続き、議事へと移り、岡村諭課長が、令和5年度の適正化実施機関の活動状況や令和6年度の活動指針と事業計画について説明し、出席された各委員からは、「公正な競争が保たれるよう、巡回指導時には社会保険等への適正加入や残業代の支払いなどを確認し、業界の健全化に努めてほしい」、「安心・安全な事業者やドライバーをしっかりと評価するなど、今後も輸送の安全確保に努めてほしい」などの意見・提言があり、適正化事業のより一層の推進が求められました。

ご案内

第49回地方近代化基金融資

- 補助対象事業者
石川県内本社の貨物自動車運送事業者（石ト協会員）又はその構成する団体。
※会費の延滞のない事業者
- 融資内容

融資総枠	6億円		
融資対象	①一般融資 物流施設・福利厚生施設等及び車両等に要する資金 ②低公害車及び省エネ関連機器導入に係る融資 CNG・HB車、EMS・DR機器導入資金（石ト協・全ト協助成対象機器に限る） ③ポスト新長期規制等適合車導入に係る融資 ポスト新長期規制適合車及び平成28年排出ガス規制適合車導入資金 ※但し、投資の時期が令和6年4月1日～令和7年3月末日までの期間内であるもの。		
公募期間	令和6年5月7日～令和6年12月25日 (公募期間中申込順に受付し、融資枠に達し次第締め切りとなります)		
融資条件	1会員5,000万円以内（①～③すべて含む） ※応募枠が公募枠を超過した場合、調整させていただく場合があります。 ※前回・再融資の場合、限度額から借入残高を差引いた額が借入金額となります。		
(1) 融資限度額			
(2) 貸出利率	取扱金融機関（商工中金）の所定利率による		
(3) 申込金額	10万円を単位として申込み下さい。（注）消費税は融資対象としますが 自動車取得税・重量税・法定費用等の諸費用（附帯費用）は融資対象となりません。		
(4) 償還期間及び据置期間	対象物件	償還期間	据置期間
	物流施設	10年以内	償還期間のうち6か月以内
	福利厚生施設	※但し、法定耐用年数がそれ 以下場合はその範囲以内	
車両及び機器	5年以内		
(5) 担保・保証人	取扱金融機関（商工中金）の定めるところによる		
利子補給率	融資の種類	期間	利子補給率
	①一般融資	貸出期間1年以上の融資	年0.5%
	②低公害車及び 省エネ関連機器導入		
③ポスト新長期規制等 適合車導入			
取扱金融機関	㈱商工組合中央金庫 金沢支店		

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 (助成・融資事業) TEL 076-239-2284

ご案内

石ト協 第50回定時総会

1. 日 時 令和6年6月5日（水） 14：00～
2. 場 所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4丁目84-10）
3. 案内通知 後日、郵送にてお知らせします。

ご案内

プラン2025目標達成セミナー

1. 日 時 令和6年6月20日（木） 13：30～16：30
2. 場 所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4丁目84-10）
3. 内 容 「事業用トラックにおける事故の傾向と防止対策」
講師：SOMPOリスクマネジメント(株)
4. 申込方法 同封の「申込書」にて、お申し込みください。
5. その他 本セミナーは、安全性評価事業（Gマーク）の加点対象であり、受講証明書を発行します。

ご案内

第45回トラックドライバーコンテスト石川県大会

1. 日 時 令和6年6月15日（土） 9：00～
2. 場 所 石川県運転免許センター（金沢市東蚊爪町2-1）
3. 部 門 ①4トン部門 ②11トン部門 ③トレーラ部門
4. 競技種目 ①学科 ②実科（運転技能、整備点検）
5. 申込方法 同封の「申込書」にてお申し込みください。

ご案内

「ゴミは持ち帰ろう！」キャンペーン

全日本トラック協会では、5月を「トラック運送業界の美化月間」に設定しており、不法投棄（ポイ捨て）対策として「ゴミは持ち帰ろう！」キャンペーンを実施しております。

「ゴミのポイ捨て」の対策として、車内貼付用ステッカーの配布を希望される方は、石ト協事務局までご連絡ください。



お問い合わせ （一社）石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

令和6年度運行管理者等講習日程

基礎講習

1. 対象者

- ①新たに運行管理者・運行管理補助者になろうとする者。
- ②運行管理者に選任されている方で基礎講習を受講していない者。
- ③運行管理者試験を受験する方で、事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務経験のない者。

2. 実施機関及び日程・会場

- ①独立行政法人自動車事故対策機構 石川支所

開催日	会場	定員
令和6年6月12日(水)～14日(金)	金沢市異業種研修会館(金沢市打木東1400)	92名
令和6年6月26日(水)～28日(金)	同上	92名
11月頃	同上	92名
12月頃	同上	92名

自動車事故対策機構のホームページ(<https://www.nasva.go.jp>)の「指導講習予約システム」からお申込みください。

一般講習

1. 対象者

- ①運行管理者に選任されている方で、令和5年度の一般講習を受講していない者。
- ②令和5年度の一般講習終了後に新たに運行管理者に選任された者。
- ③死者または重傷者を生じた事故を惹起した営業所に選任されている運行管理者、行政処分等を受けた営業所に選任されている運行管理者で、受講緩和措置を受けられない者。
- ④運行管理者補助者等をされている方で、受講を希望する者。

2. 実施機関及び日程・会場

- ①独立行政法人自動車事故対策機構 石川支所

開催日	会場	定員
令和6年 6月 5日(水)	金沢市異業種研修会館(金沢市打木町東1400)	92名
7月25日(木)	同上	92名
9月 6日(金)	同上	92名
9月19日(木)	同上	92名
10月10日(木)	同上	92名
10月23日(水)	ワークパール七尾(七尾市小島町西部1-3)	60名
10月24日(木)	同上	60名
11月14日(木)	小松市民センター(小松市大島町丙42-3)	80名
12月頃	金沢市異業種研修会館(金沢市打木町東1400)	92名
令和7年2月頃	同上	92名

自動車事故対策機構のホームページ(<https://www.nasva.go.jp>)の「指導講習予約システム」からお申込みください。

②株式会社トランテックス

開催日	会場	定員
令和6年 9月 7日(土)	(株)トランテックス本社PRセンター(白山市徳丸町670)	30名
令和6年11月16日(土)	同上	30名
令和7年 2月 8日(土)	同上	30名

(株)トランテックスのホームページ(<https://www.trantechs.co.jp>)から受講申込書をダウンロードのうえ、FAX(076-274-8192)にてお申し込みください。
【お問い合わせ】(株)トランテックス 販売支援部(TEL.076-274-2812)

※七尾自動車学校でも開催を予定しております。

※ヤマト・スタッフ・サプライ(株)の動画配信講習もお申し込みできます。

ご案内

標準貨物自動車運送約款の改正について

「標準的な運賃」の見直しに合わせ、令和6年3月22日に改正された標準貨物自動車運送約款が令和6年6月1日より施行されます。

同約款を同封にてご案内しますので、主たる事務所その他営業所に掲示するなどご活用ください。同約款の追加配布を希望される方は石ト協事務局までご連絡ください。

※改正の詳細につきましては、当協会ホームページをご確認ください。

<https://www.ishitokyo.or.jp/> [HOME](#) > 最新情報

ご案内

事業報告書・事業実績報告書の提出

お忘れなく!

標記報告書は、法令により貨物運送事業者に提出が義務付けられているものでありますので、必ず下記の期日までにご提出ください。

1. 提出日及び提出部数

報告書の種類	提出日	提出部数
事業報告書	令和5年度の決算後100日以内	4部
事業実績報告書	令和6年7月10日まで(令和5年4月1日~令和6年3月31日)	5部

※上記提出部数は、貴社控えを含んだ部数となります。

※トラック協会ホームページ(様式集)からもダウンロードできます。



2. 提出先

(1) 石川県トラック協会 (〒920-0226 金沢市粟崎町4-84-10)

(2) 石川運輸支局輸送・監査部門(〒920-8216 金沢市直江東1-1)

※運輸支局へ郵送にて提出する際は、返信用封筒の同封が必要となります。

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

第25回

SDラリーコンテスト

無事故
無違反

100日運動

運動期間 令和6年7月2日▶10月9日



お申し込みは
6月9日(日)まで
参加申込書は、協会ホームページ
からもダウンロードできます。
<https://www.ishitokyo.or.jp/>
HOME > 最新情報

参考情報

SDラリーコンテストへの参加は
**Gマーク認定の
加点対象となります!**



加点項目(最大5点) ※注:下記は令和6年度の加点項目で変更となる場合があります

<p>1点</p> <p>運動達成事業所は 石川県トラック協会から 表彰されます</p> <p><small>該当項目:過去に行政、外部機関、 トラック協会から、輸送の安全に 関する表彰を受けたことがある。</small></p>	<p>2点</p> <p>運動達成状況を確認するため、 参加者の運転記録証明書を 取り寄せます</p> <p><small>該当項目:定期的に「運転記録証明書」 を取り寄せ、事故、違反実績を把握し て、個別指導に活用している。 ※実務経験年数で、輸送実績が異なるチームの運転記録 証明書は取り寄せません。</small></p>	<p>2点 <small>最大</small></p> <p>表彰式後に 事故防止研修会を 開催します</p> <p><small>該当項目:外部の研修機関・研修会へ 運動者等を派遣している。</small></p>
--	---	---

運動達成を目指して、チャレンジしよう!



(公社) 全日本トラック協会 主催

令和6年度

睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー ～オンラインでの3ステップ解説～

令和4年4月、国交省の「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正において、**SASが疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、健康起因事故として疾病名の報告が求められるようになりました。**本セミナーでは、まずSASを正しく理解して、対策を始めていただくためのステップ1から、対策の実効に繋がる運用面を解説したステップ3までを、事業者事例を紹介しながら段階的に解説します。



トラック運転者(男性)における中等度・重症のSAS罹患率は7%から10%※と大変高い確率です。ぜひ本セミナーを受けていただき、有効なSAS対策を推進してください。 ※国土交通省 睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル

	STEP1	STEP2	STEP3
	これから始める SAS対策	医療機関の かかり方から 治療まで	効果的な SAS対策の 進め方
前期	5月15日(水)	7月17日(水)	9月18日(水)
後期	11月13日(水)	令和7年1月22日(水)	令和7年3月12日(水)

- ※ 各ステップの内容に応じた「取り組みレベル」は、全ト協ホームページをご確認ください。
- ※ STEP1～3を順番に受講いただくことをお勧めしますが、ご都合に応じて希望するステップのみの受講も可能です。なお、STEP1～3すべて受講する場合でも、各日程ごとに申し込み登録をお願いします。

時 間：14:00～15:00 (13:30ログイン開始)
場 所：ZOOMを利用したLiveオンラインセミナー
定 員：各100名 定員になり次第締め切らせていただきます
申込方法：全ト協ホームページの下記URL、もしくは
右下の二次元コードよりお申込みください。

https://jta.or.jp/member/rodo/hcns_top/sas_online.html

申込締切：開催日2日前まで

※なお、本セミナーは、Gマーク(安全性評価事業)
申請の対象セミナーではありません。



講 師

NPO法人
ヘルスケア
ネットワーク
副理事長
作本 貞子氏

国土交通省「SAS対策マニュアル改訂版」
(2015年8月)執筆、自動車事故対策機構
「運行管理者一般講習用テキスト27,29
年版」(健康管理部分)執筆等



石ト協

10日 春の全国交通安全運動「交通安全キャンペーン」

石川県トラック協会は、高速安協主催の交通安全キャンペーンに参加し、サービスエリアに立ち寄ったドライバーに対して、啓発グッズなどを手渡し、安全運転を呼びかけました。(徳光SA)



陸災防石川県支部

16日 第61回役員会

陸災防石川県支部は、会議を開催し、昨年度の事業報告、本年度の事業計画などについて協議しました。(ホテル日航金沢)



石ト協

16日 兵庫県トラック協会 災害見舞い

兵庫県トラック協会の原岡謙一会長と西川孝秀専務理事が、「令和6年能登半島地震」に係る災害見舞いに訪れ、当協会の久安会長が災害見舞金を拝受しました。(石川県トラック会館)

News Calendar

4月の おもなNEWS

APRIL 2024



石ト協

5日 春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動に伴う知事メッセージ伝達式が行われ、当協会の久安会長らが参加しました。その後、街頭キャンペーンが金沢市内で行われ、協会職員も参加し、歩行者に交通安全を呼びかけました。(石川県庁ほか)



労働委員会

6日 集団健診

労働委員会(山田秀一委員長)は、会員従業員の健康診断機会の充実を図るため、集団健診を実施し、41名が受診しました。(石川県トラック会館)



石ト協

23日 北陸信越運輸局長との懇談

佐橋真人北陸信越運輸局長が「令和6年能登半島地震」の被災地を訪れ、被災した会員事業者と懇談を行いました。出席した会員事業者は、震災の現状を説明したほか、事業再建への要望を行いました。(のと里山空港)



青年部会

24日 第13回全体会議

青年部会は、会議を開催し、昨年度の事業報告、本年度の事業計画などについて協議しました。(石川県トラック会館)



適正化実施機関

26日 安全性評価事業事前説明会

適正化実施機関は、7月から申請受付が始まる安全性評価事業の事前説明会を開催し、指導員が申請方法や評価項目の判断基準などのポイントについて説明しました。(石川県トラック会館)



石ト協

18日 北陸信越ブロック青年協議会視察研修会

青年部会(東崎真也部会長)は、富山県で開催された視察研修会に部会員8名が参加し、冷凍自動ラック倉庫などの物流施設を見学したほか、他県青年部会との交流を図りました。(山森運輸㈱、富山倉庫㈱ほか)



適正化実施機関

22日 石川運輸支局と定例会議

適正化実施機関は、石川運輸支局と定例会議を開催し、巡回指導結果や最近の監査状況などについて情報交換を行いました。(石川運輸支局)



石川支部

22日 第17回全体会議

石川支部(久安常信支部長)は、会議を開催し、昨年度の事業報告、本年度の事業計画などについて協議しました。(グランドホテル白山)



金沢第二支部

23日 第17回全体会議

金沢第二支部(操川一郎支部長)は、会議を開催し、昨年度の事業報告、本年度の事業計画などについて協議しました。(金沢ニューグランドホテル)

2024年度安全性優良事業所認定制度

～7月1日(月)から7月14日(日)まで申請受付～



安全性評価事業（Gマーク制度）の申請受付は、7月1日（月）から7月14日（日）までとなっております。昨年度からWeb申請が可能になるなど、Gマーク申請の取扱いが大きく変更となっております。申請要領、申請方法等の詳細は当協会ホームページの「Gマーク」専用ページからご確認ください。



Gマーク申請に係る主な変更点

1. 申請方法について

- ・従来の窓口への持ち込み申請から、パソコンを通じて行うWeb申請に変更となりました。
- ・1～5回目更新のB・E方式、6回目更新の事業所は、Web申請システムへ申請情報を入力し、申請期間に申請ボタンを押すことで申請完了となります。
- ・新規、1～5回目更新のA・C方式の事業所は、上記手続きのほか、評価項目Ⅲ、「安全性に対する取組の積極性」を挙証する書類を窓口受付期間に提出することが必要です。

※Web申請システムの稼働期間	6月3日(月)～7月14日(日)
申請受付期間	7月1日(月)～7月14日(日)
窓口受付期間	7月1日(月)～7月12日(金) ※土・日を除く

2. 評価項目Ⅰ。「安全性に対する法令の遵守状況」について

- ・「運輸安全マネジメント」の評価が申請書類から巡回指導結果による評価へ変更となりました。

3. 評価項目Ⅲ。「安全性に対する取組の積極性」について

- ・評価項目Ⅲ、「安全性に対する取組の積極性」の自認項目が11項目から4グループ17項目となり、各グループから得意項目を選択できるように変更となりました。
- ・各グループから1項目以上の選択・得点が必要です。
- ・自認項目と配点は以下のとおりです。

1. 運転者等の指導・教育（最大3項目・最低1項目選択：各3点計9点）		配点
選択できる項目 最大3項目 最低1項目	(1) 自社内独自の運転者研修等の実施（ 50%未満は1点 ）	3（1）
	(2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣（ 選任運転者等以外は1点 ）	3（1）
	(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実績の把握に基づく指導の実施	3
	(4) 安全運行につながる省エネ運転を実施し、その結果に基づき、指導教育を実施している	3
(1)～(4) から最低1項目、最大3項目を選択（最高9点）※グループの基準点：1点		
2. 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施（最大2項目・最低1項目選択：各2点計4点）		配点
選択できる項目 最大2項目 最低1項目	(1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施	2
	(2) 事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施	2
	(3) 荷主企業、協力会社又は下請け会社との安全対策会議の定期的な実施	2
(1)～(3) から最低1項目、最大2項目を選択（最高4点）※グループの基準点：2点		
3. 法定基準を上回る対策の実施（最大2項目・最低1項目選択：各2点計4点）		配点
選択できる項目 最大2項目 最低1項目	(1) 特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている	2
	(2) 効果の高い健康起因事故防止対策（健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS）の実施	2
	(3) 車両の安全性を向上させる装置の装着	2（1）
	(4) ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況	2
(1)～(4) から最低1項目、最大2項目を選択（最高4点）※グループの基準点：1点		
4. その他（最大3項目・最低1項目選択：各1点計3点）		配点
選択できる項目 最大3項目 最低1項目	(1) 健康起因事故防止に向けた取組（健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS 以外 ）	1
	(2) 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得	1
	(3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審（上記(2) ISO等安全や環境に関する認証の取得から分離）	1
	(4) 過去3年以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績	1
	(5) リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入	1
	(6) 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用	1
(1)～(6) から最低1項目、最大3項目を選択（最高3点）※グループの基準点：1点		

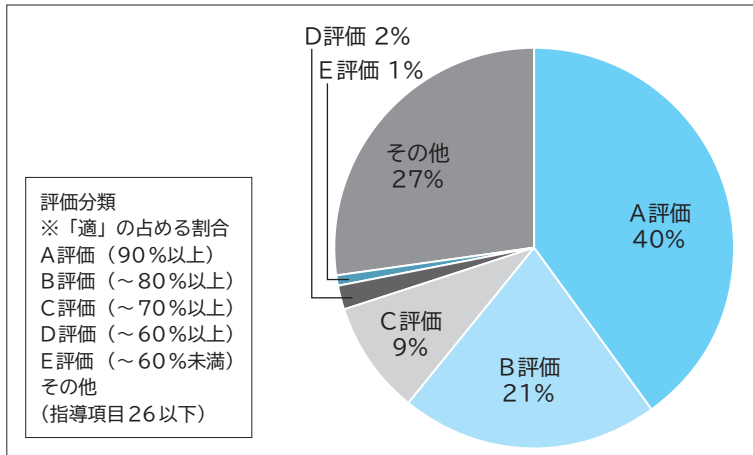
※その他、変更となっている項目もありますので、詳細は当協会ホームページの「Gマーク」専用ページをご確認ください。

※当協会では、Gマーク申請に係る相談所を開設しております。希望される方は電話にてお申し込みください。

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 適正化事業課 TEL 076-239-2285

令和5年度巡回指導結果 (事業所巡回件数 256件)

〈総合評価〉



〈主な指導項目〉

指導件数ワースト5

- ①特定の運転者に対する特別な指導の不備 (40件)
- ②点呼の実施及びその記録、保存の不備 (36件)
- ③特定の運転者に対する適性診断の未受診 (33件)
- ④整備管理者講習の未受講 (30件)
- ⑤乗務員に対する安全確保に必要な指導監督の不備 (29件)

特定の運転者に対する特別な指導

◆ 初任運転者 ◆

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた運転者

※過去3年間に事業用自動車の運転者として選任されていた者は除く。



初任診断

当該事業者において、初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことがない者。



指導内容

指導項目	時間
表紙①~⑫の内容を座学および実車を用いることにより実施	15時間以上 ※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導
実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導	20時間以上



実施時期

乗務する前に実施。 ※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。

◆ 高齢運転者 ◆

65歳以上の運転者



適齢診断

65才に達した日以降1年以内に1回受診。
その後、3年以内ごとに1回受診。



指導内容

適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法について、運転者が自ら考えるよう指導する。

適性診断の結果が判明した後1か月以内に実施する。



実施時期

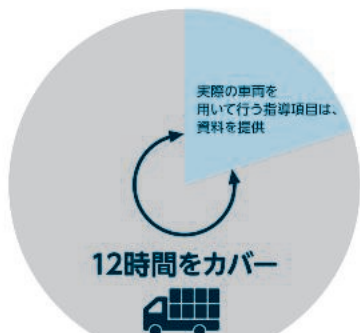
指導は乗務する前に実施。 ※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。

会員限定
無料



国土交通省が定める「初任運転者に対する特別な指導」に対応した

初任運転者の 教育を パソコン・スマホで



国土省が定める12項目
必要学習時間15時間以上の内12時間を学習
※実車教育は除く。



修了証・教育記録を発行

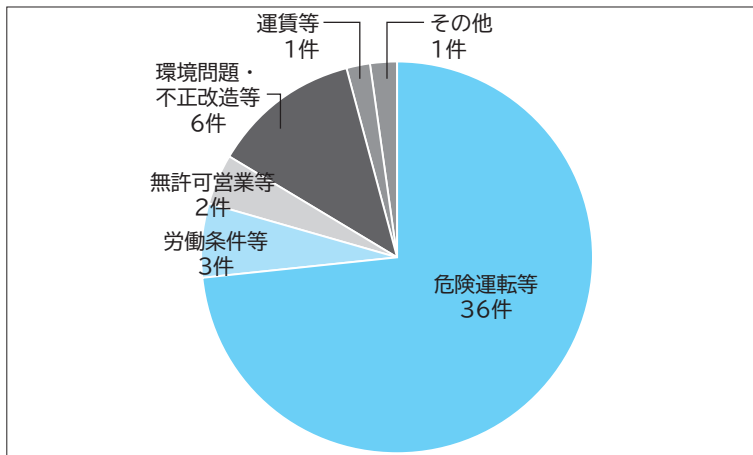


受講予約は、
当協会ホームページから



令和5年度苦情処理に関する取り組み

〈苦情内容内訳〉



〈危険運転に関する内容〉

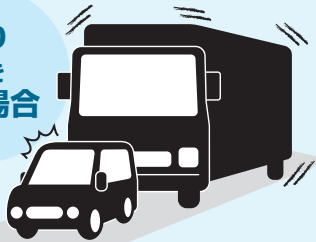
- ①あおり運転 (16件)
- ②急な車線変更、強引な割り込み (13件)
- ③速度超過 (4件)
- ④その他 (低速走行、一時停止無視、ながら運転など) (7件)

※複数該当あり

物流という重要な役割を担って事業用トラックを運転しているプロドライバーは、他車の手本となるべき安全で、マナーの良い運転を心掛けなければいけません。一般の乗用車から見れば、車体の大きいトラックが近くを走っているだけで怖く感じるものです。「あおり運転(妨害運転)」は絶対にしてはいけない行為です。

厳罰化!

あおり運転をした場合



①妨害運転 (交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(※10類型の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年



②妨害運転 (著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

あおり運転の対象となる10類型の違反



国土交通省

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

国土交通省の不動産・建設経済局建設業課長、同 建設市場整備課長、物流・自動車局貨物流通事業課長の連名での通達「建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について」が発出されました。

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難になることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転者の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均 8% の引き上げ）
- ・ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2 割）の設定

等が盛り込まれたところであります。

これを踏まえ、国土交通省から、建設業者団体、各府省庁、地方公共団体、主要民間団体に対し、適切に対応するよう通知が行われました。

つきましては、会員各位におかれましても、建設資材や建設副産物等の運搬について建設業者と契約を締結する際には、本改定を踏まえた見積もりの提出や契約締結など適切な対応を行ってください。

（通達内容）

- ・建設資材等の運搬について、改定後の「標準的な運賃」を参考指標とし、適正な契約を締結すること。
- ・元請事業者においては、適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても適正な価格で締結することを要請する等、現場を支える労働者の隅々まで適切な水準賃金が支払われるよう最大限努めること。
- ・建設業者が建設資材等の運搬を含む契約を締結する際には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を採ることが求められていることに留意すること。
- ・「標準貨物自動車運送約款」が改定されたことを踏まえ、トラック事業者と契約を締結する際には、書面により運賃、料金、付帯業務等の契約条件の明確化が図られるよう努めること。

※詳細は、当協会ホームページをご確認ください。

<https://www.ishitokyo.or.jp/> HOME > 最新情報

全日本トラック協会

自動車運送事業における 運行管理業務の一元化実 施に係る取扱いについて

今般、国土交通省「運行管理高度化ワーキンググループ」において検討されてきた同一事業者内における運行管理業務の一元化のための要件が取りまとめられたことを踏まえ、物流・自動車局安全政策課長より「運行管理業務の一元化実施要領」が示されました。

同実施要領では、運行管理業務を効率化して運行管理者とドライバーの負担軽減を図るため、統括する営業所の運行管理者が他営業所に所属するドライバーの点呼、運行指示の業務を行うため、国土交通省が定める機器・システムの使用、運用上の遵守事項などの要件等が示されております。

※詳細は、当協会ホームページをご覧ください。
わご。

<https://www.ishtokyo.or.jp/>

HOME 最新情報

運行管理者試験センター

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正に伴う運行管理者試験問題の出題について

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示7号。以下「改善基準告示」という。）が令和4年12月に改正され、令和6年4月1日から施行されました。

運行管理者試験では、これまで、法令等が改正された場合には、原則として改正法令等の施行後6ヶ月間は、改正前後で正答が異なる内容の問題は出題しないこととしております。しかしながら、この度の改善基準告示の改正については、社会的に注目されており、既に関係機関において十分周知がなされていることを踏まえ、改正後の改善基準告示に関係する運行管理者試験の問題については、令和6年度第1回の運行管理者試験から出題することとしましたので、お知らせします。

国土交通省

特殊車両通行制度における 通行時間帯条件の緩和 を試行します！

「時間帯条件」について、道路構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと道路管理者が認めた道路を対象に、令和6年4月8日より通行可能な時間帯を前後1時間拡大するなどの緩和の試行運用を開始します。

試行する緩和の内容

- ・重量D条件について、安全上支障がないと各道路管理者が認めた道路を対象として前後1時間拡大し、午後8時から午前7時までとする。
- ・寸法C条件について、申請車両が重量物運搬用セミトレーラ（申請軸種がその他軸種の車両を除く。）の場合であって、かつ、算定箇所の変角が90度以内の変差点又は丁字路である場合に限り、算定要領に定める長さの算定分類を緩和する。

※詳細は、当協会ホームページをご覧ください。
わご。

<https://www.ishtokyo.or.jp/>

HOME 最新情報

EVENT CALENDAR 5月の行事予定

8日(水)	石ト協会計監査(石川県トラック会館) 加南支部第21回全体会議(ホテルアローレ) 中交協理事会(愛知県)
9日(木)	陸災防全国支部事務局長・事務担当者会議(東京都)
10日(金)	金沢第一支部第16回全体会議(金沢市異業種研修会館) 能登支部第14回全体会議(ポートサイド七尾) 金沢百万石まつり交通・安全対策部会(金沢商工会議所会館) 陸災防技能講習実施管理者研修会(東京都)
13日(月)	金沢第三支部第10回全体会議(石川県トラック会館)
15日(水)	第87回正副会長会・第87回総務委員会合同会議(石川県トラック会館) 第75回表彰式(石川県トラック会館) 第361回理事会・第334回交付金運営委員会合同会議(石川県トラック会館)
16日(木)	建設輸送部会建設輸送業界の経営健全化に関する要望活動(金沢市内)
17日(金)	北陸信越ブロックトラック協会理事会(ホテル日航金沢) 建設輸送部会第17回全体会議(テルメ金沢) 能登半島地震に係る記録誌編集会議(石川県トラック会館)
18日(土)	集団健診(石川県トラック会館)
20日(月)	石川運輸支局・適正化実施機関月例会議(石川県トラック会館)
21日(火)	陸災防石川県支部第60回通常総会(石川県トラック会館) 石川県貨物運送協同組合連合会総会(石川県トラック会館)
22日(水)	タンクトラック部会第10回全体会議(石川県トラック会館)
23日(木)	トラックドライバーコンテスト打合せ会議(石川県トラック会館)
30日(木)	国民の命と生活を守る武道館1万人大会(東京都)
31日(金)	省エネ走行研修(愛知県) ※～6月1日

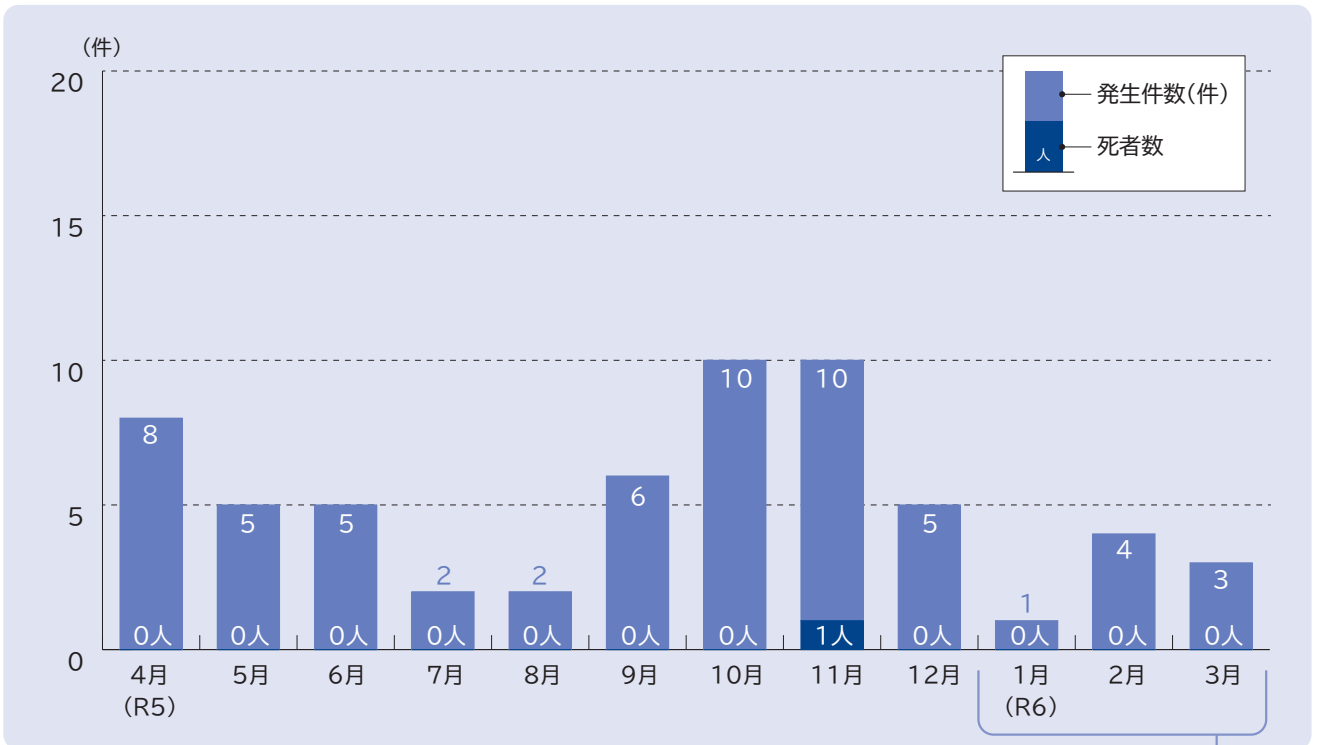
会員名簿の変更

項	行	事業者名	変更項目	変更内容
23	24	北日本運輸(株)	代表者名	横山 哲二
24	16	(株)成建物流	代表者名	岩淵 元洋
39	3	東野油漕(株)	代表者名	濱谷 潤一郎
59	14	(有)門前生活環境	代表者名	定見 充雄
59	17	輪島生コンクリート(株)	代表者名	里谷 光弘



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況(第1当事者)



内訳 令和6年事故類型別発生状況(1~3月)

	人对車両	車両相互							車両 単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	0(-1)	0(±0)	3(-5)	2(±0)	0(±0)	0(-1)	1(±0)	2(+1)	0(±0)	0(±0)	8(-6)
死者	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)

※ () 内は昨年比

(提供/石川県警)

(参考)

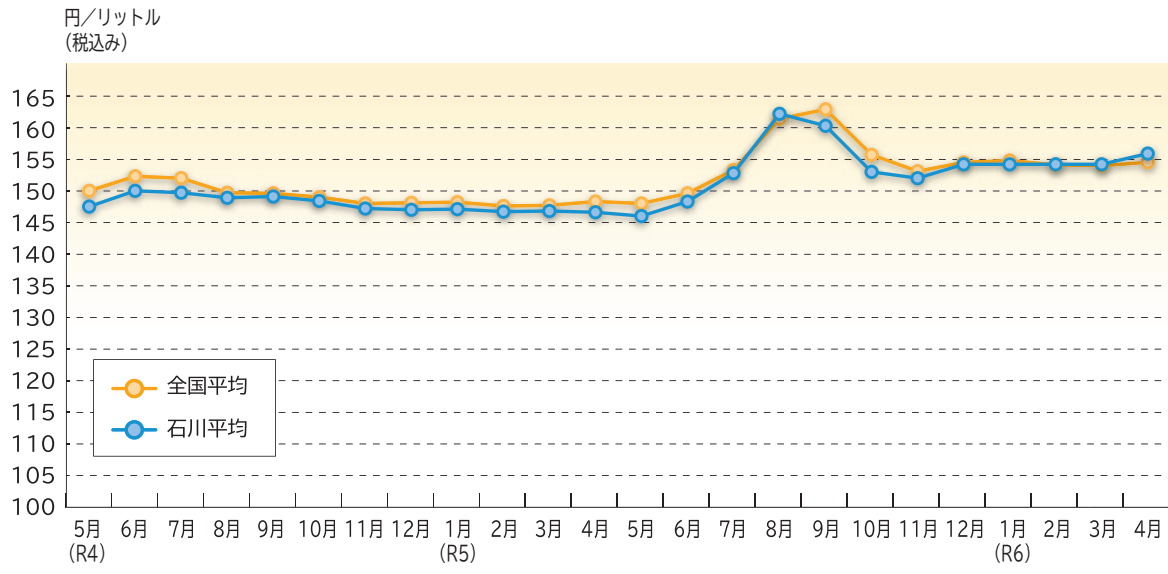
石川県内全車種(乗用車含む) 令和6年交通事故発生状況 1~3月(増減)

発生件数	死者数(人)
397(-114)	5(-3)



軽油価格情報

軽油小売価格推移表 経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”

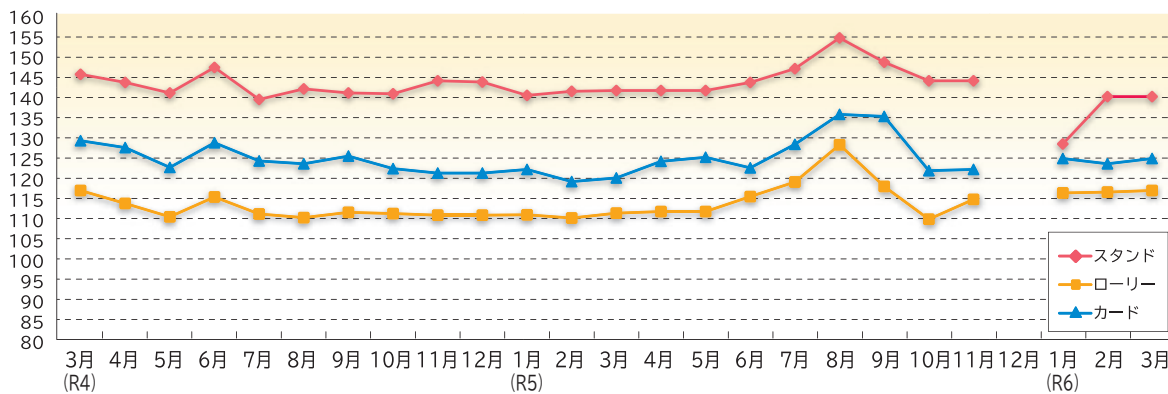


(平均価格)	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	4月
全国	148.3	148.0	149.6	153.3	161.4	162.9	155.7	153.1	154.5	154.8	154.1	154.0	154.5
石川	146.6	146.0	148.3	152.8	162.2	160.3	153.0	152.0	154.2	154.2	154.2	154.2	155.9

石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内30事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	R5 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月
スタンド	141.2	141.2	141.2	143.2	146.6	154.2	148.2	143.6	143.6	—	128.0	139.7	139.7
ローリー	110.9	111.3	111.3	115.0	118.6	127.8	117.5	109.4	114.3	—	115.9	116.1	116.5
カード	119.6	123.7	124.7	122.1	127.9	135.3	134.8	121.4	121.7	—	124.4	123.1	124.4
値上げ 要請額	3.0 (3社)	0 (0社)	0 (1社)	4.3 (5社)	0 (9社)	7.6 (10社)	0 (7社)	0 (6社)	3.8 (6社)	—	2.1 (6社)	0 (5社)	0.3 (5社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。()内は、要請のあった事業者数。
 ※令和5年12月分の軽油価格調査は「令和6年能登半島地震」の影響等により実施できず。

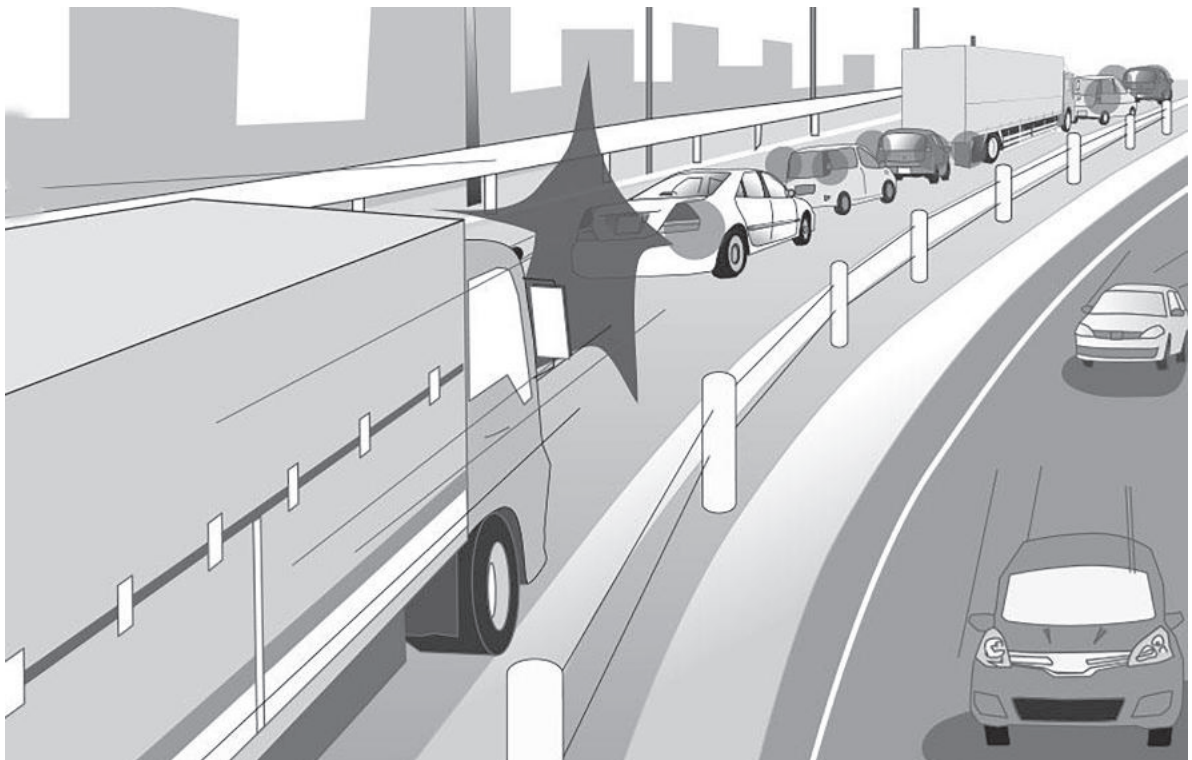
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 Re-Study11

渋滞の最後尾に追突、炎上

事故の概要

- 発生日時 5月〇日(〇) 午前10時50分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転車が高速道路で渋滞中の車列に突っ込み多重衝突を引き起こし、車両4台が炎上、最後尾の相手運転車の2名を焼死させたもの。
- 事故当事者 23歳男性 相手側 34歳男性 25歳女性
- 事故原因 運転者は、出発が予定より遅れたため少し焦りの気持ちがありました。途中の高速道路は交通集中により時速60キロに速度規制中でしたが、急ぎの気持ちから時速80キロ近くで走行していました。そして右カーブを過ぎたとき、渋滞によりできた車列が目前に迫ってきました。あわててブレーキを踏みましたが間に合わず、6台が絡む多重衝突、4台が炎上する車両火災事故を引き起こしてしまいました。炎上した最後尾の相手運転者と同乗の女性が亡くなり、4名の重軽傷者がでました。焦りの気持ちは危険を感じる力を削いでしまいます。急ぐ時こそ安全速度を意識し、一步先の危険を予測するだけの心の余裕を持ちたいものです。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

被害／損害 多重衝突により 死者2名、重軽傷者4名

総損害額 **2億8,000万円**

■被害概要

- ・被害者 死者2名、重軽傷者4名
- ・被害状況 多重衝突により相手運転車5台のうち3台が炎上（運転車も炎上）。

■損害額内容（最後尾相手運転車同乗女性）

・逸失利益	5,800万円
・慰謝料	2,800万円
・葬儀費	150万円
・弁護士費用	250万円
計	9,000万円

■運転者について

禁固4年6月
運転免許取消（欠格4年）の行政処分を受けました。

被害者について

炎上した最後尾の車に同乗して死亡した女性は、大学を卒業して就職したばかりで、親元から放れて单身生活をしていました。

その日は、この事故で亡くなった上司と営業回りの途中でした。突然の衝突により一瞬のうちに前車と加害トラックに挟まれ、激しい炎につつまれてしまいました。その瞬間にどれほどの苦痛や恐怖が襲ってきたのか想像することもできません。救助する時間の余裕もなかったとのこと。

被害者は、母を誘って話題のレストランで食事をしたり、友人と連れ立って旅行に行ったりするのが、楽しみだったそうです。折々に結婚へのあこがれや夢を語っていましたが、この事故がすべてを閉ざしてしまいました。彼女の両親は小さいころの思い出を思い返しては、涙に暮れる日々を過ごし、悲しみの中にいるそうです。

この事故から学ぶ事

運転者は、時速60キロの速度規制が出ていたにも拘わらず、時速80キロ近くで右カーブに進入してしまいました。遅れを取り戻そうという焦りの気持ちからアクセルをゆるめることができなかったのかもしれない。

この事故のように、高速道路ではカーブなどで交通集中による渋滞が発生することがあります。特に、速度規制が出ているということは、プロのドライバーなら「交通集中」「渋滞」ということを予測できるのではないのでしょうか。

焦りからくる急ぎの心理に陥ってしまうと、つい速度を上げてしまいがちです。たとえ急いでも優先するのは安全です。自分にとって都合のいい状況のみを思い描くのではなく、先の交通状況にも目を向けながら、速度や車間距離を考えるべきです。

焦りの気持ちは危険を感じる力を削いでしまいます。急ぐ時こそ安全速度を意識し、一步先の危険を予測するだけの心の余裕を持ちたいものです。

提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

トラック運送業界

美化月間

5月

ゴミは 持ち帰ろう!

キャンペーン

全日本トラック協会と都道府県トラック協会では、
5月を「トラック運送業界の美化月間」とし、
ゴミの不法投棄（ポイ捨て）対策として
「ゴミは持ち帰ろう！」キャンペーンを実施します。

終業点呼時にひと声！

車内のゴミは
持ち帰りましたか？

(公社)全日本トラック協会
「ゴミのポイ捨て対策」
ウェブサイト



各事業所においては、終業点呼の際にドライバーにひと声かけて
車内ゴミの不法投棄（ポイ捨て）防止に取り組みましょう。

(公社) 全日本トラック協会 / 都道府県トラック協会